目的規定 (川崎市・逗子市)

都市名	条文
川崎市	〔平成 17 年 4 月施行予定条例〕
(S61.1 月)	(目的)
	第 1 条 この条例は、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るため
	に必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な
	事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止
	等を請求する権利を保障することにより公正で民主的な市政の実現と市民生
	活の向上を図り、もって市民の基本的人権を擁護することを目的とする。
逗子市	〔改正素案〕
(H3.12 月)	(目的)
	第1条 この条例は、日本国憲法第13条の個人の尊重の理念に基づき個人情報
	を保護することが必要不可欠であることにかんがみ、適正な個人情報の取扱
	いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示、訂正請求等の権利
	を保障することにより公正で民主的な市政の実現と市民生活の向上を図り、
	もって市民の基本的人権を擁護することを目的とする。
	〔現行条例〕
	(目的)
	第 1 条 この条例は、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るため
	に必要不可欠であることにかんがみ、適正な個人情報の取扱いに関し必要な
	事項を定めるとともに、個人情報の開示、訂正請求等の権利を保障すること
	により公正で民主的な市政の実現と市民生活の向上を図り、もって市民の基
	本的人権を擁護することを目的とする。